第七十三条から第七十六条までを次のように改める。

第七十三条から第七十六条まで　削除

第七十六条の二及び第七十六条の三を削る。

第五章第一節第二款、第二節及び第三節を削る。

第七十八条第一項中「第八十七条第十三項」を「第八十七条第十項」に改める。

第八十六条第一項中「、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者」及び「、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示」を削る。

第八十七条中第十項から第十二項までを削り、第十三項を第十項とし、第十四項を第十一項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八十八条第一項中「、同条第二項」を「又は同条第二項」に改め、「又は第七十六条の十四第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者」を削る。

第八十九条第一項中「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十三条第二号中「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」及び「、建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を削り、同条第三号中「又は第七十六条の十」を削る。

第九十五条第二号中「、第七十五条第四項、第七十六条の六第三項」を削る。

第九十六条第一号中「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」を削り、「、第七十一条第三項、第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「又は第七十一条第三項」に改め、同条第三号中「、第七十五条第五項、第七十五条の二第三項」を削り、「第十三項」を「第十項」に改め、同条第四号中「、第七十六条の十若しくは第七十六条の十六」を削る。

第九十九条第二号中「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」を削り、「第四十七条第二項各号」を「同条第二項各号」に改める。

第七条　一部施行日前に前条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下この条において「旧エネルギー使用合理化法」という。）第七十五条第一項の規定による届出をした第一種特定建築主等に対する当該届出に係る指示、公表及び命令並びにこれらの指示、公表及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。この場合において、当該届出に係る新築、改築又は増築であって特定建築行為又は第十九条第一項各号に掲げる行為に該当するものについては、第三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定は、適用しない。

2　一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第七十五条の二第一項の規定による届出をした第二種特定建築主に対する当該届出に係る同条第二項の勧告並びに当該勧告に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。この場合において、当該届出に係る新築、改築又は増築であって特定建築行為又は第十九条第一項各号に掲げる行為に該当するものについては、第三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定は、適用しない。

3　一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第七十六条の六第一項の規定によりされた勧告は、第二十八条第一項の規定によりされた勧告とみなす。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第八条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項」に、「これら」を「同項」に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三項の規定による申出があった場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

第五十四条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化」を「建築物のエネルギー消費性能の向上」に改め、同条第八項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項」に、「これら」を「同項」に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況、建築物のエネルギー消費性能に関する技術開発の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する制度全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三